

Q & A

(災害補償課)

Q

消防団 OB が消防協力隊を編成した場合について

消防団員の確保が困難になり、その消防団員も多くが昼間には区域外へ通勤し不在なため、消防団 OB が消防協力隊を編成し、消防団員の活動をサポートすることとなりました。この消防協力隊の隊員が負傷したとき、民間協力者としての補償の適用がありますか。

A

消防協力隊の隊員が活動中に負傷した場合の補償については、民間協力者に係る各法の規定の適用対象になるかどうかの判断になりますが、消防協力隊といってもその活動状況はさまざま想定されますので、個別事案ごとに判断することとなります。

例えば、火災発生の場合では、実際に負傷した際の具体的行動状況や、消防隊到着前であれば、応急消火協力の範囲にあるかどうか、また、消防隊到着後であれば、消防隊からの協力要請があったかなど消防法に規定されている各要件を踏まえ、その適否を判断することとなります。したがって、消防協力隊の訓練や研修など各法的要件を満たすことが困難な活動には適用されないので、注意してください。

なお、訓練や研修を含め、その活動を確実に補償するため、消防団 OB を機能別団員として消防団に採用している市町村もあるように聞き及んでいることを、参考に申し添えます。